

【印南町】

第1項 重点施策の方向

ノーマライゼーションの理念に基づき、人格と個人を尊重する「共生社会」を実現するため、障害者施策を総合的、計画的に推進していきます。障害のある人が、自らの選択と自己決定で、住み慣れた地域で安心して自分らしく、生きがいを持って生活ができるまちづくりに取り組んでいきます。

1 相談支援体制の充実強化

障害があっても本人の希望する暮らし方が実現できるように、障害のある人が地域で自立した生活をしていく上で直面する様々な問題の解決を促し、当事者本意の考え方に立って、必要な福祉サービスを適切に利用できるように、相談支援体制の充実を図ることが求められます。

障害のある人が地域で安心して暮らせるように、年齢や障害の種別に関わらず総合的な支援を行う機関として、御坊・日高障害者総合相談センターを日高圏域1市5町で設置しています。さらに、当センターは、基幹相談支援センターとして地域における相談支援の中核的な役割を担うとともに、総合的な相談業務の実施や地域の相談体制の強化に取り組んでいます。

今後、より専門的な支援を必要とする事例への対応や、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導、助言、人材育成、関係機関との連携強化とともに、地域の実情に応じた体制整備を図るなど、センターのさらなる充実強化に努めます。

なお、本町では住民福祉課を中心に、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、子育て世代包括支援センター、町社会福祉協議会等が連携した相談体制をとっています。さらに町社会福祉協議会へは緊急時相談支援事業（24時間あんしんコールセンター）を委託しています。障害のある人が安心した生活を送るために、夜間・休日を問わず対応できる体制強化と相談員の資質向上に努めていきます。

また、障害のある人個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画案を作成し、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定に向けた取り組みをより一層進めていきます。

障害のある人やその家族が、日常生活における様々な問題について、いつでも気軽に相談でき、適切な助言ができるよう、福祉や人権、障害等に関する研修に、関係職員や相談機関職員にも積極的に参加していくよう促し、相談員や関係職員の支援技術の向上に努めます。

個人の様々な障害に応じた相談に対応していけるよう、各種相談窓口の充実と周知を図り、適切なサービスの利用につなげていきます。

自立支援協議会では、福祉、保健、医療、教育、労働、行政等関係機関が参加して、情報共有、事例検討・対応等、地域の課題解決に向けた協議を行っています。

さらに、関係機関との連携強化や地域ネットワーク構築、より具体的な課題検討等、自立支援協議会の機能の充実に取り組んでいます。

2 災害時等の要援護者対策

すべての住民が安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、防災施設の整備等による災害に強いまちづくりを推進するとともに、自らの身の安全は自らが守り、それが困難な障害のある人等を地域で支援することができる災害に強い人づくり・コミュニティづくりを推進することが必要です。

特に災害時には、一人ひとりの障害のニーズに応じたきめ細かい行政サービスの提供が困難となるため、普段から、声かけ、安否確認等による地域の見守り体制を構築する必要があります。

そのため、障害のある人等の災害時要援護者が災害発生時に安全の確保と適切な避難誘導ができるよう、日頃からその実態把握に努め、災害時要援護者の名簿の提供を通じて、自主防災組織、地域住民、民生委員・児童委員等と連携し、災害時の安否確認や避難誘導等を円滑に実施するための取り組みを推進します。また、避難行動要支援者一人ひとりの個別支援計画作成に取り組んでいきます。

防火・防災知識の向上と災害時等に的確な対応を図れるよう、障害のある人及び家族、施設職員等に対して、防火・防災意識の普及啓発を図るとともに、防災訓練への参加の呼びかけを行います。

また、災害緊急時に避難所となる福祉避難所は町内に2か所あります。さらに、各避難所内に障害のある人に配慮した福祉避難のエリアを設けていきます。

第2項 分野別施策の基本的方向

1 障害等についての理解促進

すべての住民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会の実現に向け、障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別の解消を図ることが必要です。

また、障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用支援の充実や障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止等、障害のある人の権利擁護のための取り組みを進めていきます。

(施策の方向性)

(1) 障害についての理解促進

(ア) 障害のある人、難病患者等への理解促進

身体障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害のある人や難病患者等の特性や必要な配慮について広報誌等で広く町民に啓発します。

(2) 権利擁護の推進

(ア) 成年後見制度の利用等による権利擁護の推進

意思決定の困難な障害のある人が財産管理や在宅サービスの利用等で自己に不利な契約を結ぶことがないように、成年後見制度等の利用支援を行います。

(イ) 障害者虐待防止への取り組み

障害者虐待の防止や早期発見に向け、住民に対して虐待に該当する行為や通報義務を広報・啓発するとともに、住民等から通報があった場合には民生委員や各関係機関等と迅速に対応していきます。また、障害者虐待防止センターを役場住民福祉課内に設置しており、24時間体制で通報・相談を受け付けています。

(3) 障害を理由とする差別の解消の推進

(ア) 障害者差別解消への取り組みの充実

「障害者基本法」に定める「社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮」の理念の周知・啓発に努めます。

障害に対する理解を深めるために、「障害者週間」（12月3日～9日）に合わせて、関係団体等の参加を得ながら、広報啓発活動を実施し、地域住民に向けて障害福祉についての関心と理解を深めます。

2 障害のある子供に関する支援の推進

国においては、インクルーシブ教育システムの理念に基づき、すべての子供に最も適した指導を提供できる、多様で柔軟な連続性のある仕組みの整備が進められています。今後、国の動向を踏まえながら、特別支援教育のあり方について検討していくことが必要です。

(施策の方向性)

(1) 療育

(ア) 障害の早期発見・対応

乳幼児健康診査や保健指導を通じて把握した、発達の遅れや障害の疑われる乳幼児に対して専門職員等が発達相談を行い、総合的な発達評価や支援を行います。また、子供の障害は、早期からの療育や必要な支援により成長を促し、障害の軽減や生活能力の向上を図ることが出来ます。保護者の障害受容等にも配慮しながら一人ひとりの能力や個性に応じた必要な支援を受け、可能な限り早い段階から療育に取り組めるように、母子保健から福祉・教育・医療へと切れ目なく円滑につながるよう、関係機関との連携、相談体制の充実を図ります。

(2) インクルーシブ教育システムの構築

(ア) 教育の充実

障害のある児童・生徒に対する合理的配慮等の提供等については、子供一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズ等に応じて設置者・学校と本人・保護者間で合意形成を図り、充実させていくよう努めます。

(イ) 放課後等の支援の実施

居場所づくりや健全教育の観点から、日中一時支援や放課後等デイサービス等の日中の支援が必要な、障害のある児童・生徒を対象としたサービスの充実に努めます。また、学童保育においても、障害のある児童・生徒の利用を推進していきます。

3 雇用・就労・経済的自立の推進

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要であり、働く意欲のある障害のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるように、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難である人には福祉的就労の場等での工賃の水準が向上するように、総合的に支援していくことが必要です。

また、障害のある人の雇用にあたっては、障害者雇用促進法に基づき障害のある人に対する差別の禁止や合理的配慮の提供がなされるよう十分な周知を図るとともに、働きやすい職場環境の整備に向けた働きかけが必要です。

(施策の方向性)

(1) 雇用機会の確保と拡大

(ア) 就労に関する相談・情報提供体制の充実

障害のある人向けの就労情報について、ハローワーク等の関係機関と協力し、情報収集に努めるとともに、誰でも容易に利用できる提供体制の充実に努めます。

障害者就業・生活支援センターと連携し、障害者の就労相談、職業訓練、職業開拓、事業者との調整や就労後の職場定着等の一貫した就労支援を行います。

(イ) 障害者雇用における企業等への理解の促進

県やハローワーク等と連携し、事業主に対して法定雇用率の周知徹底と、各種助成金制度をはじめとした援護措置や知的障害者・精神障害者の職場適応訓練等、障害者雇用に関しての理解と啓発に努めます。

障害のある人の雇用に積極的に取り組む管内の企業や事業所を広報紙やホームページ等により紹介するなど、障害者雇用の促進に取り組みます。

(2) 多様な就労の場の確保

(ア) 多様な形態での雇用の促進

就労を希望する障害のある人が、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を受ける就労移行支援を推進していきます。

障害のある人、一人ひとりのニーズや能力に応じた一般就労を図るため、ハローワークや障害者就業・生活支援センターと連携を図りながらジョブコーチによる支援事業者やトライアル雇用の実施等に努めていきます。

障害の状況に応じた多様な日中活動の場（生産活動、創作的活動、訓練等）を提供するた

めに地域活動支援センターを運営する事業者への支援を行います。

(3) 経済的自立の支援

(ア) 経済的自立の支援

障害のある人が地域での質の高い自立した生活を営むことが出来るよう、雇用・就業の促進に関する施策や年金及び諸手当の給付並びに各種の優遇措置に関する情報提供を行います。

また、障害者優先調達法に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・サービス等の優先購入（調達）を推進していきます。

(4) 就労に対する意識改革・啓発活動

(ア) 障害のある人の就労に対する意識の向上

障害のある人の就労に対する意識の向上を図るため、「障害者雇用支援月間」（9月1日～9月30日）に合わせて啓発活動を推進します。また、就労支援の必要性や研修の実施により、教員、施設職員等支援者の意識改革を働きかけていきます。

(5) 障害のある児童・生徒への就労・進路指導体制の充実

(ア) 障害のある児童・生徒への就労・進路指導体制の充実

児童発達支援センター、特別支援学校、教育委員会等、各関係団体との連携を強化し、障害のある生徒への就労指導を推進します。

また、学校、行政、ハローワーク、企業の連携を強化し、障害のある児童・生徒の状況に適した就学・進路指導を行います。

(6) ひきこもり状態の障害児者に対する支援の充実

(ア) ひきこもり状態の障害児者に対する支援の充実

特定非営利活動法人ヴィダ・リブレを中心に地域の関係機関と連携し、障害のあるひきこもり状態の人の支援に努めます。

4 安心して暮らせる地域づくりの推進

障害のある人が、地域社会において、安心して暮らせるように、相談支援体制や障害福祉サービスの充実を図るなど地域で協力し合う体制づくりを推進します。

(施策の方向性)

(1) 在宅福祉サービスの充実

(ア) 訪問系サービスの充実

障害のある人が、個々のニーズ及び実態に応じた適切な計画相談支援を実施し、自立した日常生活または社会生活を営む上で必要な、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、

短期入所等、在宅サービスを提供します。また、今後見込まれる必要量を確保できる提供体制の充実と、在宅サービスの質の向上に努めます。

(イ) 日中活動を支援するサービスの充実

常時介護を必要とする障害のある人が自ら選択する地域で生活できるよう、生活介護等の支援の充実を図ります。また障害のある人、一人ひとりが生きがいを見つけ充実した生活を送るとともに、家族の負担軽減を図るため、放課後デイサービスや日中一時支援事業、移動支援事業等の充実や、地域活動支援センターにおける活動の場を確保します。

(2) 相談支援体制の構築

(ア) 難病患者及びその家族への相談支援

難病患者及びその家族の安定した療養生活の確保と生活の質の向上を図るために、要支援難病患者等に対して御坊保健所と連携し相談等を行います。

(イ) 自立支援協議会の充実

障害のある人に対する福祉・保健・医療・教育・雇用等のサービスに関する全体調整機関として自立支援協議会においても地域課題について協議を行い、支援の充実を図ります。

(ウ) 地域での見守り活動の充実

障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、地域の見守り活動等の取り組みを支援するとともに、民生委員・児童委員、地域見守り協力員、社会福祉協議会等の各種団体と連携を図り、障害のある人の地域生活を支える仕組みづくりや取り組みを推進します。

(エ) 相談支援体制の整備

障害のある人やその家族から多様な相談に応じられるよう、相談窓口の充実強化と民生委員や障害者相談員との連携も図っていきます。また、御坊・日高障害者総合相談センターとの連携を密にして、さらなる相談支援体制の充実強化に努めます。

5 保健・医療の充実

障害のある人や難病を有する人が、身近な地域において安心して暮らしていくためには、保健・医療サービスや医学的なリハビリテーションを提供できる体制を充実させていくことが必要です。

また、入院中の精神障害者の退院、地域移行を推進するため、精神障害のあるひとが地域で暮らしていけるよう環境の整備に取り組む必要があります。

(施策の方向性)

(1) 医療・リハビリテーションの充実

(ア) 公的医療費助成制度の実施

障害者総合支援法に基づき、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な、障害を軽減または除去するための医療について医療費の助成を行います。

(イ) 医療サービスの充実

住民が身近なところで安心して医療を受けられるよう、かかりつけ医の普及に努めるとともに、障害の原因となりうる疾病の予防から、障害の早期発見、治療、リハビリテーションに至る一連の過程の中で、それぞれの状態に応じた保健・医療サービスが提供される地域医療体制の整備に努めます。また、一人ひとりの障害特性に対応できるよう専門職員に向けた研修等による意識の向上や、人材確保を働きかけていきます。

（２）精神保健福祉の充実

（ア）精神保健福祉の充実

精神障害のある人が適切な医療を受け、中断することなく、地域で治療継続できるよう、医療機関や御坊保健所、ピアサポーター等と連携をとりながら保健師の訪問活動や必要な支援を行うとともに、入院中の精神障害のある人の早期退院（入院期間の短縮）及び地域移行を推進するため、住まいの場の確保に努め、居宅介護等、訪問系サービスの充実や地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用促進を図ります。

（３）健康づくりの推進

（ア）健康相談や健康管理等に関する情報提供

定期的な健康相談、健康教室の開催等により、健康管理に関する情報提供を行い、生活習慣病予防、改善の機会づくりに努めます。

６ 住みやすい生活環境づくりの推進

障害のある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等に基づき、住民、民間企業の協力を得ながら、障害のある人のための住宅確保、建築物公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、障害のある人に配慮したまちづくりを進めることが必要です。

また障害のある人が円滑にスポーツ・文化、社会参加活動を行うことは、障害のある人の社会参加という視点だけでなく、健康づくりと交流の輪を広げ生活を豊かにする上で重要です。平成２３年８月に施行された「スポーツ基本法」の趣旨を踏まえ、障害があっても、その特性や程度に応じで、身近な地域で自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう支援するとともに、文化活動や社会参加活動についても積極的に参加し、楽しむことができる機会を増やしていくことが必要です。

（施策の方向性）

（１）住宅の確保

（ア）グループホームの確保

圏域の市町や関係機関と連携をとりながらグループホームのニーズ調査を実施し、生活の場として欠かすことのできないグループホームの整備に向けて取り組んでいくとともに、そ

の利用促進に努め、障害のある人が日常生活上の相談援助等を受けながら共同生活を行えるように支援していきます。

(イ) 障害のある人の居住の安定の確保

公営住宅の入居者募集における障害のある人への優先枠の確保等の対応を関係機関へ要望します。

(ウ) バリアフリー化の促進

障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付及び住宅改修に対する支援を行います。

(エ) 居住の支援

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の実施に向けた取り組みを推進します。

障害のある人が入所施設や精神科病院から円滑に地域に移行し、地域生活を継続していくための必要な支援として地域移行支援・地域定着支援事業を推進します。

(2) 生活環境のユニバーサル化

(ア) ユニバーサルデザインを踏まえた公共施設等の整備促進

公共施設の新設にあたっては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等に基づいて、ユニバーサルデザインを踏まえた施設整備を促進します。

(3) スポーツ活動の推進

(ア) スポーツ大会の開催、参加支援

障害のある人が、より気軽に、スポーツ大会やレクリエーション等に参加できるように支援するとともに、障害者スポーツ大会等への選手の派遣、協力を実施します。

(4) 文化・芸術活動の推進

(ア) 文化・芸術活動への支援

平成30年6月に施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づき障害のある人の芸術・文化活動に関する情報提供の充実や、行事に参加する機会の拡充を図るとともに活動や創作された作品の展示の場の確保に努めます。

(5) 社会参加活動の推進

(ア) ボランティア活動の活性化

社会福祉協議会等の関係機関と連携し、より多くの人ボランティア活動に関心を持ち参加できるよう、ボランティア活動を推進します。また、障害のある人の社会参加促進に協力するボランティア団体への支援を行います。

(イ) 移動支援の充実

移動支援としては「障害者総合支援法」で、介護給付としての重度訪問介護や行動援護、同行援護、地域生活支援事業としての移動支援事業が位置づけられており、今後とも、利用

者や事業者の意向を踏まえ、充実を図ります。

(6) 障害者団体の活性化

(ア) 障害者団体への支援及び相互交流の促進

障害者団体は、障害のある人の自立や社会参加を促進する組織として重要であり、今後も障害のある人や家族の加入を促進するとともに、団体の自主的な活動を支援していきます。また、身体障害、知的障害にそれぞれ分化している各団体に精神障害の関係者も含めた相互交流を促進していきます。

(7) 交流・余暇活動の推進

(ア) 障害のある人の余暇活動への参加

障害のある人が生きがいを持ち楽しむことのできる余暇活動を支援するために、移動支援事業等の利用を促進するとともに、タクシーやバスの利用料金の一部を助成する福祉外出支援事業も活用していきます。

7 情報・コミュニケーションに係る支援の促進

障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実、情報の利用における利便性の向上を図ることが必要です。

(施策の方向性)

(1) 情報の利用のしやすさの向上

(ア) 情報提供の充実化

障害者施設に関する情報やお知らせ等を、広報いなみや町ホームページに掲載し、「見やすい、わかりやすい、利用しやすい」を目指し広報やホームページを作成していきます。その他、サービスに関するパンフレット、各種メディアを活用し、情報提供を効果的に進めていきます。

(イ) 情報のバリアフリー化

障害のある人の自立と社会参加を促進するため、パソコン操作や電子メールの送受信等のITの活用方法に関する研修会等を検討し、障害による情報格差が生じないように努めます。

(ウ) コミュニケーション支援の充実

手話通訳者や要約筆記者の派遣等により、障害のある人のコミュニケーションを支援します。また、ITを活用したコミュニケーション支援を推進します。

(エ) 各種福祉奉仕員の養成支援

視覚や聴覚に障害のある人の活動を支える幅広い人材の確保を図るため、ガイドヘルパーや手話通訳・要約筆記等を行う各種奉仕員の育成に努めます。

また、日高圏域の市町と合同で手話奉仕員養成講座を開催し、手話奉仕員の拡充に努めています。

8 防災対策の推進

障害のある人が地域社会において、安全・安心して暮らせるよう、緊急時・災害時における障害のある人への速やかな情報提供、安全確保等の安全・安心対策の充実を図るとともに、障害特性に対応した情報提供や避難所での適切な対応についても取り組みを進める必要があります。

(施策の方向性)

(1) 防災対策の推進

(ア) 避難行動支援体制の整備

災害時の避難において、特に配慮を必要とする災害時要援護者台帳（避難行動要支援者名簿）を作成し、対象者本人の同意を得て、自主防災会や民生委員会等の関係者にあらかじめ情報提供するなど、地域における平素のつながりの中で、要配慮者の生活状況等を把握するとともに、それらの情報を避難行動要支援者名簿に反映し、災害時の活用性を高めた台帳を整備します。

(イ) 避難のための情報伝達

要配慮者及び避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難できるよう、避難勧告や避難指示の発令に先だって避難準備情報を発令し、避難行動に時間を要する人に早めに避難を促すとともに、迅速・的確な避難情報の伝達について、特に配慮します。

9 行政サービス等における配慮

障害のある人が適切な配慮を受けることができるよう、町職員等の障害者理解の促進に努めるとともに、選挙における障害のある人への配慮に努める必要があります。

(施策の方向性)

(1) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等

(ア) 町職員等の障害者理解の促進等

事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障害のある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。

(2) 選挙における配慮

(ア) 選挙における配慮

点字による候補者情報の提供等、情報通信技術の進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙に関する情報の提供に努めます。

【日高川町】

第1項 重点施策の方向

(1) 福祉のまちづくりの推進

障害のある人が、住み慣れた地域で生活するためには、住民一人ひとりが障害の有無にかかわらず、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが求められています。障害のある人の「社会参加と自立」を支援し、社会的な障壁を取り除くとともに、アクセシビリティの向上に努め、障害者が安心して暮らしていけるまちづくりを推進します。

(2) 地域で生活を送るための支援体制づくり

障害のある人が地域で自分らしく、安心した生活を送るためには、地域社会全体で支えていくことが大切です。そのために、障害のある人もない人も互いに尊重しあうノーマライゼーションの理念の普及に努めるとともに、相談支援及び保健・医療・福祉・教育・雇用等、各分野との連携のもと、障害のある人のライフステージに応じた総合的な支援体制のさらなる充実を図ります。

(3) 障害児への支援

障害児の早期療育を行うためには、相談体制を整備、充実するとともに、乳幼児一人ひとりに応じた療育が提供できる体制整備を推進する必要があるとあり、可能な限り早期の療育に結び付けられるよう、保育、教育機関等の体制の整備を行います。また、発達障害児への適切な就学指導の充実を図ります。

第2項 分野別施策の基本的方向

1 障害等についての理解促進

(現状と課題)

障害のある人の「社会参加」を実現していくためには、障害や障害のある人に対する正しい理解と認識をより深めるとともに、積極的な啓発活動を進め、住民みんなが障害のある人が抱える問題を理解し、この解決に努める必要があります。現在障害者に対する理解や認識も向上しつつあるものの、一部には十分でない面も見られ、今後より一層の取り組みにより社会全体で障害についての理解を深めていく必要があります。

(基本的方向)

障害及び障害者に対する正しい知識の普及・啓発により、一人ひとりの関心を高め、障害を理由とする差別の解消を図ります。

障害のある人があらゆる分野の活動に意欲を持って積極的に参加できる環境を整え、地域住民との交流の促進を図ります。

（具体的施策）

（１）障害に対する周知、啓発広報

障害者週間（１２月３日から９日）を周知し、障害者についての関心と理解を深めるとともに、障害者の社会参加の促進を図ります。町広報紙等を通じ、障害福祉制度についてのお知らせや障害者支援の取り組みに関する情報を発信することにより、障害に対する地域住民の理解を深め、地域社会におけるノーマライゼーションの普及に努め、誰もが暮らしやすい地域づくりを目指します。

（２）交流の場の充実

障害のある人が地域住民と交流する場として、町内会活動への積極的な参加を促進していきます。小学校などにおいて子供の頃から障害のある人とのふれあいの機会をつくります。また障害者団体などの活動を支援していきます。

２ 障害のある子供に関する支援の推進

（現状と課題）

障害のある子供の将来の自立を見据えて、早い段階からの療育の視点を踏まえた保育・教育の支援が必要となります。乳幼児健診や相談等から、障害のある子供が療育指導につながるよう支援を行い、保育所においては、障害児の受入れの拡大を図ってきました。

そうした中で、より適切な就学に向け、早い段階から就学相談につながるよう保護者に働きかけていく必要があります。

義務教育段階における学習の場は、特別支援学校、小中学校の特別支援学級等があり、障害のある児童・生徒一人ひとりの障害および発達段階等に応じた形で学習活動を行っています。児童・生徒の障害が重度・重複化、多様化しており、障害の程度や状態に応じて、教育を行う必要があります、さらに、ＡＳＤ（自閉症スペクトラム障害）やＬＤ（学習障害）、ＡＤＨＤ（注意欠陥多動性障害）などといった障害のある児童・生徒への特別な支援のニーズが高まっています。障害のある人が広く様々な分野の活動に積極的に参加できるよう、小中学校において障害者に対する理解を深めていく必要があります。

（基本的方向）

障害のある子供の個性や能力を着実に伸ばしていくため、早い段階からの保育・教育の支援に努め、障害の種類や程度、発達段階に応じたきめの細かい対応を図ります。

（具体的施策）

（１）療育の充実

乳幼児健診において発達の遅れや障害の疑われる児に対し、発達相談等を通して保護者に寄り添いながら総合的な支援を実施します。

「すこやかファイル」を活用し、乳幼児から、就学期、就労までライフステージごとの記録を残し、生涯を通じて切れ目のない支援を行います。

（２）就学相談・指導の充実

教育上特別な配慮を要する子供一人ひとりの状態に応じて、適切な就学指導を行うため、保健・福祉・教育等関係機関の連携を図ります。将来の就労等も見据え、一人ひとりの個性や能力が伸ばせるように障害の程度や種類に応じた就学相談・指導の充実に努めます。

（３）特別支援教育や交流教育の実施

ＡＳＤ、ＬＤ、ＡＤＨＤなどといった障害のある児童・生徒に対して、一人ひとりの教育ニーズを把握して、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行います。障害のある児童・生徒の豊かな人間性や社会性を養うため、小中学校及び特別支援学校が連携し、児童や生徒、地域の人たちがふれあい、ともに活動する機会を設けるため交流教育の充実に努めます。

３ 雇用、就労、経済的自立の推進

（現状と課題）

働く意欲と能力のある多くの障害者が、一般企業等において就労できるようにするためには、事業主等に対する啓発や支援に努め、障害者の雇用の場を確保し、就労に結びつけていくことが求められています。また、ハローワークなど関係機関と連携を図りながら、就労を希望する障害者の相談に応じ、就労に向けた支援を行う必要があります。

一方で、企業等における一般就労が困難な障害者の就労と収入増加を図るため、社会参加の場としての福祉的就労を支援し、就労移行支援事業や就労継続支援事業に取り組んでいく必要があります。

そのほか、公的年金や各種手当など、障害者に対する所得保障制度については、機会を捉え、適切な方法により、その内容の周知を図る必要があります。

こうした課題を踏まえ、雇用・就業、経済的自立の推進に取り組めます。

（基本的方向）

関係機関と連携・協力しながら、民間企業などに対して、障害のある人の雇用促進や、働きやすい労働環境の整備について要請していきます。

さらに、就労移行支援事業、就労継続支援事業などの活用により、一般就労への移行促進と就労機会の提供を図ります。

（具体的施策）

（１）障害者雇用の促進

本町において、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障害のある人の雇用の推進します。障害のある人の雇用の効果的に進めるために、特別支援学校やハローワーク、関係機関と連携を図りながら、就労支援ネットワークを構築します。また、町内の企業、事業所における雇用の促進を図り、障害のある人の雇用促進を要請していきます。職場を確保し、安心して働けるためには、雇用する側の理解と協力が必要であり、事業主や従業員への啓発や働きかけを行います。

（２）総合的な就労支援

（ア）関係機関との連携の強化

ハローワークなど関係機関と連携し、情報の共有化を図りながら、障害者雇用の創出に努めます。

御坊・日高障害者総合相談センターなど関係機関との連携を強化し、就労を含む相談支援の充実に努めます。

（イ）就労の継続・定着に向けた支援

障害者職業センターなど関係機関と連携し、就職を希望する障害者の適性評価や、職場に適応するために必要な支援を行います。

（３）経済的自立の支援

（ア）公的年金、公的手当等制度の周知

障害者に関わる障害基礎年金や障害厚生年金等、また特別障害者手当及び特別児童扶養手当等の各種手当についての理解を促すため、給付条件等をホームページや町広報誌に掲載し、周知を図ります。

（イ）就労施設等利用者の工賃向上

障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等が提供する物品等の優先的な調達、積極的な利用を推進します。

4 安心して暮らせる地域づくりの推進

（現状と課題）

障害のある人もない人も共に生活し活動できる社会の構築を目指す「ノーマライゼーション」の理念のもと、障害者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るためには地域内の限られた社会資源を有効に活用していくことが必要であり、在宅の障害者が日常生活または社会生活を営むうえで、日中活動の場、住まいの場などの社会資源の充実が継続した課題となっています。

社会的に弱い立場にある方のために、児童虐待防止法や高齢者虐待防止法が成立しており、障害者においても平成 23 年に障害者虐待防止法が成立しました。「何人も障害者を虐待してはなら

ない」という法の趣旨を実現し、障害のある方が安心して生活できる地域社会づくりを進める必要があります。

障害のある人が障害の程度によりサービスが容易に利用できない、または身の回りのことや金銭管理ができないことにより、虐待や金銭詐取といった悪質な権利侵害に合うことが想定されます。障害等で判断能力や決定能力が十分でない方が、地域で自立した生活が送れるよう、権利擁護に関する事業や関係機関・団体との連携を図る必要があります。そのため、制度の活用を促進しながら、障害者の権利擁護を進めていくことが求められます。また、地域や施設における人権擁護、障害者虐待防止法に基づいた虐待防止に関する意識啓発を促進するとともに、障害のある人の権利侵害には、成年後見制度の利用等により対応する必要があります。

（基本的方向）

障害者ができるだけ身近な地域で、様々な困り事などを相談し、また、心身の状況や支援の必要性に応じて障害福祉サービスを円滑に利用することができるよう、相談支援体制の充実・強化を図ります。また、制度の周知に努め、さらに、支援の必要性に応じた適切なサービスの支給に努めます。障害者の住まいの場を確保し、地域生活への移行を推進します。そして、障害者の地域移行が進むことで、地域生活を支える訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護等）又は移動支援などにおいて、利用の増加が見込まれることから、障害者のニーズに対応できるよう量的・質的な充実を図ります。

障害者虐待防止法の適切な運用を通じ、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みます。

成年後見制度の適切な利用が図られるよう必要な支援を行います。

（具体的施策）

（１）相談支援体制の充実

地域で生活する障害者やその家族などから様々な相談に応じられるよう、障害者相談員や御坊・日高障害者総合相談センターなど関係機関と連携を図り、障害福祉サービスの利用や支援の充実に努めます。

相談支援事業を効果的に実施するため、自立支援協議会の機能を強化し、中立・公平な相談支援事業の実施や関係機関の連携、社会資源の開発などを推進します。

（２）虐待の防止

障害者虐待防止法に基づき、障害者を虐待してはならないことを広く普及啓発し、障害者虐待の防止や早期発見、迅速な対応及び適切な支援に努めます。24時間あんしんコールセンターに虐待防止センターを設置し、常に通報を受け付けられる体制を整備します。

（３）権利擁護事業の周知・利用促進

障害のある人のプライバシーを保護し、基本的人権を尊重していきます。判断能力の不十分

な人の日常生活上の自立を支援するために、社会福祉協議会が実施する福祉サービス利用援助事業について周知し、適切な利用の促進に努めます。

（４）成年後見制度の普及・啓発

判断能力が不十分な知的障害のある人、精神障害のある人、高齢者について、虐待防止を含め、権利を擁護できるように、成年後見制度の周知を図ります。

５ 保健・医療の充実

（現状と課題）

障害の早期発見による適切な療育は、子供のもっている能力を最大限に伸ばし、社会でいきいきとした生活を送れるようにするため、極めて重要なことです。

本町では、保健所等の関係機関と連携を図りながら、乳幼児健康診査、特定健康診査等の各種健康診査や、保健指導、相談等に努めています。障害のある乳幼児が療育機関等につながった後も、地区担当保健師による保護者へのサポートの継続を図っていく必要があります。

障害の原因となる生活習慣病のリスクを有する人を早期に把握し、保健指導等により生活習慣の改善を促し、発症を予防しています。障害の原因となる疾病等の予防や障害の早期発見・早期治療体制の充実を図るため、関係機関の専門医、相談支援専門員、保健師による相談等を実施し、相談支援事業所と保健所との連携を図っています。各種健康診査の意義・必要性等について啓発し、時期を逃すことなく、定期的に受診するよう取り組んでいく必要があります。

障害者の健康維持のため、通院や訪問看護、リハビリテーションなど一人ひとりの状態に応じた適切な医療が受けられる環境を整備し、地域の医療機関と行政や福祉サービス事業所等の各関係機関との連携を図ることが重要です。

原因が不明で治療方法が確立されていない、いわゆる難病についての理解の促進を図ります。難病患者の多くは、在宅での療養等地域で生活しながら病気の克服を願っており、難病患者が安心して在宅療養を送ることができる環境が求められています。病状憎悪などにより緊急に入院が必要となった際の受け入れ医療機関情報を提供できる体制が必要です。

（基本的方向）

障害のある人が、より身近なところで必要な医療サービスが受けられるように関係機関に働きかけます。

また、障害のある人への医療費助成制度の充実を関係機関に要請し、心身に障害のある人の福祉の増進を図ります。

（具体的施策）

（１）障害の予防・早期発見・早期治療等の推進

妊娠期からの健康状態の把握、出産後の家庭訪問、乳幼児健診等で異常を早期に発見し、早

期治療・早期療育の継続支援を行います。また、医療機関や福祉関係機関、保育所、学校等の連携による支援体制の充実を図ります。

さらに、家庭訪問や健康相談、健康診査などを通じて健康状態の維持増進を進めるとともに、一次障害（既存の障害）から生じる合併症や日常生活能力の低下（二次障害）を生み出さないために、適切な治療やリハビリテーション、生活、労働の環境について、正しい知識の普及に努め、ＱＯＬ（生活の質）の維持・向上を図ります。

（２）リハビリ医療の充実

重度心身障害者医療費助成制度をはじめとした各種医療費助成制度を推進し、障害者の経済的負担の軽減や適切な治療の促進を図るとともに、障害者が身近な地域で適切な治療やリハビリテーションを受けられるよう、在宅医療を含む地域療養支援体制の確保に努めます。また、リハビリテーションを提供する場合は、地域の医療機関やデイサービスなどの福祉施設など様々な機関に設置されており、利用者にとってわかりにくい状況も否めません。そのため、障害のある人の状況に応じた適切なリハビリテーションを利用者の意思に基づいて利用できるよう相談や情報の充実を図ります。

（３）精神保健施策等の充実

作業療法、レクリエーション活動などデイケアを実施する精神科医療機関や地域活動支援センター等と連携し、適切な支援を受けられる体制をつくるなど、精神保健福祉サービスの充実を図ります。

（４）難病患者への支援等の充実

難病患者の療養状況の把握や訪問指導、電話による相談等を行い、専門医療機関や地域関係機関と連携を図り、難病患者が安心して在宅生活を送れるような支援体制を整備します。さらに難病についての理解の促進を図るため、情報の提供と意識啓発に努めます。

6 住みやすい生活環境づくりの推進

（現状と課題）

障害をもつ人が地域で自立した生活を送るためには、介助する家族の人達に対する支援も含め、さまざまなかたちでの日常生活上の支援が必要です。そのためには、各種在宅福祉サービスの充実を図るとともに、障害の程度や家族の状況等によって、施設入所による支援を必要とする場合もみられ、一人ひとりに応じた効果的なサービスが提供されることが求められています。

在宅生活を支援するサービスとしては、障害者総合支援法による居宅介護等の訪問系サービス、グループホーム等の居住支援、身体上の障害を補うための補装具費支給事業や日常生活用具給付事業のほか、日常生活における活動を支援する地域生活支援事業等があり、本町ではこれらの在宅福祉サービスを充実するように努め、利用者のニーズを踏まえたサービス内容や提供体制の充

実を図り、利用者がこれらのサービスを円滑に利用できるよう支援をしています。特にグループホームは欠かすことのできない日常生活の場となるため、行政と設置、運営を行う法人や福祉団体等と連携しながら支援することが重要です。

在宅生活を営むにあたっては、経済的な安定が重要な条件の1つですが、障害のある人の中には就業が難しく、就業できた場合でも低賃金の人が少ないといった現状があります。こうした状況に対応するため、国、県、町が各種の年金、手当、医療費助成制度を設けています。本町でもこれらの制度について、一人ひとりに応じた利用の促進を図っています。さまざまなニーズに対して、円滑に利用できるよう周知を図り、ニーズに応じた利用を促進していく必要があります。交通手段の確保も重要な課題であり、公共交通手段であるコミュニティバスや乗り合いタクシーの運行時刻やルートの情報を周知し、障害者の外出の促進を図る必要があります。

また、文化芸術活動への参加の機会を確保することは、ゆとりや生きがいを感じられる生活の実現など、障害のある人を含め、生活の質を高める上で重要視されています。本町では、障害者団体等に働きかけ、障害のある人が積極的に参加できるよう取り組んでいます。

スポーツは、運動機能の維持増進を図り、自立と社会参加を促進するだけでなく、活動を通じてさまざまな人々との交流を深めることから大変重要です。各種スポーツ大会が実施されているものの、利用施設の状況や家庭環境等の理由により参加者が特定の人に限られてしまう傾向にあります。こうしたことから、誰もが参加しやすい種目の検討や、一般ボランティアの協力による参加支援により、幅広い参加を促進する必要があります。それに合わせて障害のある人が利用しやすい施設の整備に努めるとともに、各種スポーツ大会、とりわけ障害者スポーツの紹介、普及などにも取り組む必要があります。

（基本的方向）

地域の福祉施設・事業所と協力・連携しながら、障害のある人の支援の拡大を図ります。障害のある人の経済的自立を促進するため、機会をとらえて障害基礎年金などを周知するとともに受給についての相談に対応します。

関係機関と協力し、地域独自で障害のある人を支援する活動を促進します。

（具体的施策）

（１）障害福祉サービス、地域生活支援の充実

日中、在宅で過ごしている障害のある方に対して、日中活動系サービス等の情報提供を行うとともに、民間事業者对生活介護等事業への参入を働きかけていきます。訪問系サービスについては、障害特性に応じたサービスの提供ができるよう、訪問介護や同行援護などの障害福祉サービスの質の向上に努めます。また、施設入所者の地域移行した際の受け入れ先として、グループホームが必要なため、民間事業者に対して新規参入の促進に努め、サービス提供体制を整備します。移動支援事業、日中一時支援事業などの地域生活支援事業について、利用者のニーズに応じたサービスが提供できるよう、相談支援事業者の育成、サービス提供事業者との連携の強化を図ります。

補装具や日常生活用具給付など福祉用具の給付については、適正な支給を実施していくとともに、利用者の生活の質の向上が図れるよう、給付品目の見直しなどに取り組みます。

現在運行している公共交通手段であるコミュニティバスや乗り合いタクシーをより利用しやすくするため、運行の時間や方法を見直し、さらなる充実を図ります。さらに、障害者がタクシーを利用する場合に、料金の一部を助成する「福祉バス・タクシー券」を交付し、障害者の外出を促進し、福祉の向上を図ります。

（２）情報提供、相談体制の充実

障害のある人が必要に応じて、各種サービスを利用できるよう、パンフレットや町広報紙、ホームページ等での広報などを通して情報提供を行います。

計画相談支援については、障害者の自己選択・自己決定を尊重しながら、障害のある人が地域生活に必要なサービスを適切に受けられるよう、相談支援事業所や相談支援専門員の支援などを行い、サービス等利用計画の作成を推進します。相談支援事業を担う人材の育成や相談支援事業に関する周知を図ることで、障害のある人のそれぞれの課題（ニーズ）に対応した支援を行います。

また、障害者が自分に合ったサービスを適切に受けられるよう、苦情に対応できる苦情相談などの運用を図ります。

（３）参加しやすい環境整備

各種イベントや学習、サークル活動に、障害のある人が気軽に参加できるよう、参加しやすい会場設定などの条件整備を図ります。車いす使用者や視覚・聴覚障害のある人が利用しやすい環境の整備に努めます。また、手話通訳士などの派遣、一般ボランティアの協力による参加支援に努めるとともに、イベント等のPRを図ります。

（４）関係団体への支援

障害のある人が気軽に親しめる軽スポーツやレクリエーションの普及を図る環境づくりを進め、スポーツに参加する機会を拡充するため、行事の周知を図り、参加を促進します。また、生活をより充実させるため、文化芸術活動やスポーツを楽しむ多くの人とふれあう機会の提供に努めます。町の障害者団体の自主的な活動を支援し、その活性化を促進するとともに、連携の強化に努めます。

7 情報・コミュニケーションに係る支援の促進

（現状と課題）

障害があるため、情報の収集・伝達に支障があり、障害がない人との情報の授受に関する格差が生じているケースは、日常的なコミュニケーションから、災害など非常時における避難誘導など、個人の生命に関わる場面にまで及びます。

そこで、障害の有無に関わらず、全ての人が平等、円滑に情報を入手し、共有することができるよう、障害の特性に応じた情報伝達手段を確保する必要があります。障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活をしていくために、利用者本位の考え方に立ち、個人の多様なニーズ・生活環境に即した障害福祉サービスの提供体制の整備は、重要な施策です。障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう障害特性に応じた支援が必要です。

（基本的方向）

防災行政無線、町広報紙に加えてケーブルテレビによる文字放送、町ホームページなど、障害の特性に応じた手段・方法で情報提供に努めます。

「手話言語条例」に則り、手話が言語であるとの認識に基づき手話の理解と普及を図り、また手話通訳者等の派遣により障害者のコミュニケーションを支援します。

障害の有無に関わらず災害情報や地域情報をより迅速に入手できるシステム（環境）の整備を図ります。

（具体的施策）

（１）情報提供の充実

町のホームページを活用し、障害福祉サービス事業所や事業内容等についての情報提供の充実を図ります。

また、町広報紙やケーブルテレビの文字放送、防災行政無線等様々なツールを用い情報を発信することにより、障害者の情報取得機会の均等性を確保します。

さらに、視覚や聴覚、手の動きなどに障害がある人が使いやすいよう、機器やサービスを利用しやすい環境を整備します。

（２）コミュニケーション支援の充実

障害のため、他者との意思疎通に支障がある聴覚障害者に対して、手話通訳や要約筆記奉仕員の派遣の実施による社会参加を促進します。

（３）行政情報のバリアフリー化の推進

ホームページを充実し、全ての人が必要な行政の情報を容易に入手することができるように努めます。

障害者や障害者施策に関する情報及び緊急時における情報を提供するときは、知的障害者等にも分かりやすい情報の提供に努めます。

８ 防災対策の推進

（現状と課題）

災害に強く、犯罪や交通事故の少ない、誰もが安心して暮らせる安全なまちづくりが求められています。特に地震などの大災害が起きた場合、障害のある人は高齢者と同様に迅速な避難が困難であり、適切な支援体制が不可欠です。また、緊急時や災害時に安全に行動できるよう、避難時の持ち物の用意や避難場所の確認など、日頃からの準備は重要な課題の1つとなっています。

本町では「日高川町地域防災計画」を策定しているほか、町内各地区が中心となって自主防災組織を組織しており、いざという時には地域の中での近隣助け合いが機能するよう体制づくりが進められています。

災害発生時に、障害のある人への災害情報を正確に伝えることが求められていることから、緊急時の情報提供の手段として、防災行政無線や、ホームページ、ケーブルテレビの文字放送での情報提供を行っています。

災害の発生時は、障害のある人が安心して避難できるよう、福祉避難所の設置や一般避難所のバリアフリー化など、避難所における支援体制の整備が必要です。

また、障害のある人が取り残されてしまう恐れがあるため、災害時の体制を整えることはもちろん、避難場所や避難経路について一層の周知を図り、避難訓練等の参加・体験を通じて、障害のある人に「防災」についての知識を高めてもらう必要があります。

（基本的方向）

地域や団体などと協力・連携し、障害のある人が安心して暮らせる、安全なまちづくりを進めます。また、災害時に障害のある人が安全に避難や救助・救護を受けられるように支援体制の整備を図ります。さらに、障害のある人が犯罪被害を未然に防ぐ支援体制を作ります。

（具体的施策）

（１）防災対策の充実

町広報紙、ケーブルテレビ等により地域防災計画の周知を図り、災害時対策等の知識の普及・啓発に努めます。災害情報や避難情報、支援情報等を適切かつ迅速に伝えるため、防災行政無線の個別受信機の設置を推進するとともに、ケーブルテレビの加入を進めていきます。障害者福祉施設や障害者団体等における防災訓練の実施、参加を促します。

学校や体育館のバリアフリー化を図るとともに、障害のある人が災害時に避難場所へ速やかに移動できるように支援体制の充実を図ります。

災害発生時においては、情報提供や連絡、避難場所への誘導など、的確かつ迅速に行えるよう、要援護者の把握に努め、災害対応態勢を構築します。自治会をはじめ民生委員・児童委員と地域住民の協力を得ながら、障害者の適切な避難、誘導に努めます。

さらに、民生委員・児童委員と行政が所持する「災害時要援護者台帳」の周知及び台帳への登録を呼びかけます。日高川町地域防災計画に基づいて、避難行動要支援者に対応した福祉避難所の確保などの支援体制を推進し、人工透析や在宅酸素療法をしている医療的な救護が必要な障害者やパニックなどのために避難所での生活が困難な障害者を受け入れる体制づくりに努めます。

9 行政サービス等における配慮

(現状と課題)

障害者差別解消法では、国民の責務として、全ての国民が、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めることを定めるとともに、国及び地方公共団体の責務として、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、実施することを定めています。

さらに、行政機関等及び事業者は、障害を理由として不当な差別的取扱いをすることにより障害者の権利利益を侵害してはならないと定めるとともに、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、当該障害者の状況に応じ、必要かつ合理的な配慮を行うことを、行政機関等には義務として、事業者には努力義務として定めています。

また、改正公職選挙法においては、成年被後見人の選挙権の回復が図られるとともに、公正な選挙の実施を確保するための新たな取り組みが定められています。

本町においても、障害者が適切な配慮を受けることができるよう、窓口等の体制づくりに努めるとともに、選挙事務を行うに当たっては、障害者が、その権利を円滑に行使することができるよう留意する必要があります。

(基本的方向)

本町職員の障害者に関する理解を促進するため、「障害を理由とする差別の解消を推進するための日高川町職員対応要領」を制定し、必要な研修を行い窓口等における障害者への配慮の徹底を図ります。

障害者が円滑に投票できるよう、投票環境の向上に努めます。

(具体的施策)

(1) 職員研修の充実

職員を対象に、研修を計画的に実施します。研修を継続し、より効果的な研修の実施に努めます。

(2) 事務・事業実施における合理的配慮の実施

事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障害者が必要とする社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮を行います。

(3) 選挙等における配慮等

(ア) 投票所における配慮の実施

投票所出入口等へのスロープ設置による段差解消や投票所内の車いす配置等、必要に応じて移動に困難を抱える障害者等が投票しやすい環境を整えます。

(イ) 投票機会の確保

郵便等による不在者投票の制度について周知を図り、障害者の投票機会を確保します。

(4) 行政サービスの配慮

障害者でも利用しやすいような行政サービスを提案していきます。交通手段が少なく、役場に出向きにくい方のために、住民票などを職員が配達するサービスを実施しています。相談や手続きに来られる方に対し、適切な窓口対応を行うよう努めます。